

岐阜労働局長メッセージ

～ 令和3年度 全国労働衛生週間を迎えるにあたって ～

本年度も「国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場の自主的な労働衛生管理活動の推進を通じて、労働者の健康確保に大きな役割を果たすこと」を目的として、第72回目となる「全国労働衛生週間」が10月1日から7日まで実施されます。

労働者の健康をめぐる状況として、全国における令和2年度の精神障害に係る労災支給決定件数は608件（前年比+19.4%）、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数は194件（前年比-10.2%）となっていることから、過労死等を防止するためには働き方改革の推進と相まって、メンタルヘルス対策の推進及び長時間労働による健康障害の防止対策が重要な課題となっています。

さらに、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、健康づくり等の取組を推進するとともに、病気や何らかの疾病を抱えながら働いている労働者への対応が、今後増えることが予想されることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進め、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めています。

化学物質に起因する労働災害を防止するため、関連法令に基づく取組の徹底、化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策、並びに、石綿含有建材を用いて建設された建築物の解体工事が2030年頃をピークとなることから、令和2年7月に石綿障害予防規則を改正し、石綿によるばく露防止対策を強化したところです。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「向き合おう！ ところとからだの健康管理」

を全体のスローガンとして全国労働衛生週間を展開することとし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガンとして

「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

を設け、事業場における更なる感染防止の徹底を呼び掛けることとしました。

各事業場におかれましては、全国労働衛生週間を契機として、労働衛生意識の高揚を図り、経営トップが中心となり職場巡視を行うなど自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとするとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の徹底を併せてお願い申し上げます。

令和3年7月

岐阜労働局長 畑 俊一